

学会活動貢献賞選定規則

平 25. 1. 28 制定 平 27. 10. 16 改正

平 28. 7. 22 改正 平 28. 11. 22 改正

令 7. 12. 22 改正

第1条 学会活動貢献賞は、本学会の学会活動の活性化に多大な貢献があり、将来にわたり学会および関連する研究領域の発展に大きな寄与が期待できる正会員又は学生会員に贈呈される。

第2条 学会活動貢献賞の受賞にかかる条件・資格等については、原則として以下の通りとする。

2 受賞対象者は、「学会活動貢献賞受賞予定者選定手続」第5項で規定する委員会等の委員長、副委員長、幹事等として、当該委員会の任期の年数が3年以上の者とする。

3 推薦時期は、任期が3年以上経過した後が望ましいが、任期途中であっても1年以内に任期が3年となる場合も推薦できることとする。なお、3年以上の任期終了後1年以内の者も推薦できることとする。

4 原則として委員は含まないこととするが、委員会の性質上、研究会幹事相当の貢献が認められる委員については推薦を妨げるものではない。

5 受賞予定者選定手続5.2に基づき、役員会が承認した委員会が推薦する受賞予定者は、2項、3項の定めに関わらず、受賞対象とすることができます。

第3条 学会活動貢献賞は、賞状等とする。

第4条 学会活動貢献賞は、原則として通常総会の席上贈呈する。

第5条 学会活動貢献賞受賞予定者選定のため、毎年学会活動貢献賞選定委員会を設ける。

第6条 学会活動貢献賞選定委員会は、委員長、選定委員、幹事をもって構成する。

第7条 委員長は会長が委嘱する。選定委員及び幹事は委員長の推薦により会長が委嘱する。

2 選定委員は、原則として学術委員会担当理事、庶務担当理事及び会計担当理事それぞれ1名及び専門分野から選出した20名以内の学識経験者とする。

第8条 学会活動貢献賞受賞予定者の選定は、別に定める選定手続により行う。

第9条 委員長は前条の手続により学会活動貢献賞受賞予定者の選定が終ったときは、その結果を選定経過とともに会長に報告する。

第10条 会長は前条の選定委員会の報告を役員会に諮り、審議の上、学会活動貢献賞受賞者を決定する。

第11条 学会活動貢献賞受賞者決定後、その氏名を速やかに学会ホームページにおいて公開する。

第12条 学会活動貢献賞選定委員会は、役員会において受賞者が決定されたときをもって解散する。

附 則 この規則は平成25年1月28日から施行し、平成25年度から周知・選定活動を行う。

附 則2 この手続きの改正は令和7年12月22日から適用する。

学会活動貢献賞受賞予定者選定手続

平 25. 1. 28 制定 平 27. 10. 16 改正

平 28. 11. 22 改正 令 4. 10. 21 改正

学会活動貢献賞選定規則第 9 条による学会活動貢献賞受賞予定者の選定は、この手続きに従って行う。

1. 委員長は、第 5 項記載の対象となる委員会の委員長に選定規則第 2 条の記載の資格のある者で、授賞候補者としてふさわしいと思われる者について、推薦を求める。

2. 推薦においては、受賞候補者について次の項目について記載した指定の様式の推薦書を提出する。

- 1) 委員会名
- 2) 授賞候補者の氏名、所属、就任年月及び退任年月
- 3) 授賞候補者の委員会内における担務
- 4) 授賞候補者がこの賞にふさわしい理由
- 5) その他特記事項

3. 前項によって推薦された受賞候補者について、選定委員会は受賞資格を審査した後に、提出された推薦書を基にして合議によって学会活動貢献賞受賞予定者を選定する。

4. 委員長は、前項の結果を選定経過とともに速やかに会長に報告する。

5. 対象となる委員会

原則として研究委員会、調査研究委員会、学術委員会直属の委員会、編集委員会、広報・電子化委員会、活性化・若手育成委員会、及び研究発表会準備委員会等とする。ただし、活性化・若手育成委員会には、若手・学生フォーラム、サマーセミナー実行委員会を含むものとする。また、研究発表会準備委員会の委員長は、研究発表会の実施にあたり多大な貢献があった会員を推薦することができる。

5.2 前記以外の委員会であっても企画委員会の提案に基づき、役員会で承認された委員会は、受賞予定者を推薦することができる。